

低圧電気取扱業務特別教育のご案内



労働安全衛生法第59条第3項では低圧電気の取扱業務に労働者を従事させる者を対象として、特別教育の受講が義務付けられています。

なお、低圧電気取扱業務を行う場合には、経済産業省の資格である電気工事士を取得していても、労働災害防止に関する事項が、労働安全衛生法を満たしていないため、特別教育を受講したとみなす上位の資格とはなりません。満たすためには、厚生労働省の特別教育の修了が必要となります。

低圧電気業務とは 交流は600V以下、直流は750V以下の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務ですが、当協会の実技は開閉器の操作の1時間を行っております。

1	講習年月日	1 回目	令和8年8月20日(木)		
		2 回目	令和8年11月26日(木)		
		3 回目	令和9年2月17日(水)		
2	会場	一般社団法人八女労働基準協会 会議室 住所:八女市稲富 121 ☎0943-23-0155			
3	受講料	区分	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
		会員	11,000	770	11,770
		非会員	13,200	770	13,970
3	申込必要書類	① 申込書 ② 写真(縦3cm×横2.4cm)2枚 (1枚は申込書に貼付し1枚は添付してください) ③ 記載事項確認書類 (自動車運転免許証・住民票(本籍・マイナンバー未記載のもの)等のいずれかのコピー)			
4	申込方法	申込必要書類(上記①②③)をそろえてご持参いただくか、ご郵送ください。ご郵送の場合は受講料を下記の口座にお振込みください。			
5	振込口座	一般社団法人八女労働基準協会 会長 樋口良夫 筑邦銀行八女支店 (普通)1506587 福岡銀行八女支店(普通)1719313			
6	定員	40名			
7	申込〆切日	講習の10日前			
8	受講票	講習日の1週間前までにFAXにて送ります。FAXしましたら、ご担当者様に確認のお電話をさし上げます。			
9	カリキュラム	講習時間	講習区分		
		8:50~9:00	講習内容等説明		
		9:00~17:15	学科(7h)		
		17:20~18:20	実技(1h) (開閉器の操作)		

講習時間には休憩時間、昼食時間を含んでいます。

【お問い合わせ・お申込先】

一般社団法人八女労働基準協会

〒834-0047 八女市稲富 121

電話 0943-23-0155

FAX 0943-23-0185

メール yame-rk@yame-rk.or.jp